

## 告 示

### 埼玉県告示第五百八十三号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年八月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 知事指定薬物

イ （ハR）― $N \cdot N$ ―ジエチル――フェロセノイル―六―メチル―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一Fe―LSD）及びその塩類

ロ  $N \cdot N$ ―ジエチル―二―（二―（「四―（二―フルオロエトキシ）フェニル」メチル）―五―ニトロ― $H$ ―ベンゾ「 $d$ 」イミダゾール――イル）エタン――アミン（通称名Fluetonitazene）及びその塩類

ハ  $N \cdot N$ ―ジエチル―二―（二―（「四―（二―メチルプロポキシ）フェニル」メチル）―五―ニトロ― $H$ ―ベンゾ「 $d$ 」イミダゾール――イル）エタン――アミン（通称名Isobutonitazene）及びその塩類

ニ  $N$ ―「二―（五―メトキシ― $H$ ―インドール―三―イル）エチル」―二―メチルプロパン――アミン（通称名五―MeO―NiBT、五―MeO―iBT）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

令和八年八月十九日